

○横浜市火災警報規則

制 定 昭和29年9月25日規則第51号  
最近改正 令和5年7月14日規則第56号

横浜市火災警報規則を次のように定める。

横浜市火災警報規則

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基く火災警報（以下「警報」という。）の発令及び解除について、必要な事項を定めることを目的とする。

(警報の発令及び解除)

第2条 市長は、次のいずれかに該当するときは、警報を発令する。

(1) 市域に乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が発表され、かつ、火災発生及び延焼拡大のおそれ著しいと市長が認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、気象の状況が火災の予防上危険であると市長が認めるとき。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、発令した警報を解除する。

(1) 前項第1号に該当して警報を発令した場合で、乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が解除されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、警報の必要がなくなつたと認めるとき。

(警報の信号)

第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防局、消防署及び消防出張所又は消防団器具置場において行うものとする。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和37年3月横浜市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日横浜市規則第84号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日横浜市規則第29号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。